

議案第 9 3 号

調布市知的障害者援護施設条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 1 1 月 2 9 日

提出者 調布市長 長 友 貴 樹

提案理由

すまいる及びワークライフカレッジすとっくの事業を改めるため、提案するものであります。

調布市条例第 号

調布市知的障害者援護施設条例の一部を改正する条例

調布市知的障害者援護施設条例（平成11年調布市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第3条第3号中「，法」を「及び法」に改め，「及び同条第15項に規定する就労定着支援」を削り，同条第4号中「及び法」を「，法」に，「就労移行支援」を「就労移行支援及び同条第15項に規定する就労定着支援」に改める。

附 則

この条例は，規則で定める日から施行する。